

減額報告書の記載要領

(1) 報告者に係る事項

① 個人による報告の場合

イ) 報告年月日

ロ) 報告者の住所

都道府県名から記載願います。

ハ) 電話番号

証券取引等監視委員会から連絡をとることとなるため、日中連絡がつく電話番号を記載願います。なお、連絡にあたり、特定の時間帯を希望される場合は、その旨も記載してください（ただし、希望された時間帯以外にも連絡させていただくことがあります。）。

ニ) 氏名

ふりがなを記載の上、押印してください。

ホ) 生年月日

※ 代理人が提出する場合には、上記に加えて、代理人による報告である旨及び代理人の氏名（ふりがな）、代理人の住所、電話番号を記載した上、本人の押印に代えて代理人が押印してください。この場合においては、併せて委任状を添付願います。

② 法人による報告の場合

イ) 報告年月日

ロ) 法人の商号又は名称

ハ) 所在地

本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地を都道府県名から記載願います。

ニ) 代表者の役職名及び氏名

ふりがなを付した上、代表者印を押印願います。また、担当責任者の氏名（ふりがな）、役職名、連絡場所、電話番号も併せて記載願います。

※ 代理人が提出する場合には、上記に加えて、代理人による報告である旨及び代理人の氏名（ふりがな）、代理人の住所、電話番号を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合においては、併せて委任状を添付願います。

(2) 違反の種類

違反の種類は、以下に掲げた7種類となりますので、該当する種類を具体的に記載願います。

- ① 発行開示書類等の虚偽記載等
- ② 継続開示書類等の虚偽記載等
- ③ 大量保有・変更報告書の不提出
- ④ 特定証券等情報の虚偽等
- ⑤ 発行者等情報の虚偽等
- ⑥ 特定関与行為
- ⑦ 法人による自己株式の取得に係る内部者取引

なお、複数の種類に該当する場合は、その全ての種類を記載してください。

(3) 違反の概要

違反の概要を以下の項目が分かるように、なるべく具体的に記載願います。

① 発行開示書類等の虚偽記載等の場合

イ) 虚偽記載等のある発行開示書類等を特定するに足る事項

(有価証券届出書・発行登録書・発行登録追補書類等の別、提出先財務局・提出年月日、募集又は売出しに係る有価証券の種類・発行(売出)価額の総額など)

ロ) 虚偽記載等の内容

(訂正の見込額、虚偽記載の原因となった事実関係等)

ハ) 訂正届出書の提出(予定)時期

※ 課徴金の減算制度の対象となる行為は、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類を平成20年12月12日以後に提出し、これに基づいて募集又は売出しにより有価証券を取得させ、又は売り付ける行為(目論見書の虚偽記載等の場合は、平成20年12月12日以後に開始する売出しにより有価証券を売り付ける行為)となります。

したがって、平成20年12月11日以前に提出された虚偽記載のある発行開示書類に基づいて行われた募集又は売出しにより有価証券を取得させ又は売り付けた行為(虚偽記載のある目論見書の使用については、平成20年12月11日以前に開始した売出しにより有価証券を売り付ける行為)については、本減算制度の適用はありません。

② 継続開示書類等の虚偽記載等の場合

- イ) 虚偽記載等のある継続開示書類等を特定するに足る事項
(有価証券報告書・四半期報告書・半期報告書・臨時報告書・訂正報告書の別、それぞれの決算期、提出先財務局・提出年月日など)
- ロ) 虚偽記載等の内容
(訂正の見込額、虚偽記載の原因となった事実関係等)
- ハ) 訂正報告書の提出(予定)時期

※ 課徴金の減算制度の対象となる継続開示書類は、平成20年12月12日以後に開始する事業年度を記載対象事業年度とするものとなります。したがって、平成20年12月11日以前に開始した事業年度に係る有価証券報告書・四半期報告書・半期報告書等の虚偽記載等については、本減算制度の適用はありません。

③ 大量保有・変更報告書の不提出の場合

- イ) 提出すべき大量保有・変更報告書の対象となる株券等の発行者の名称
- ロ) 大量保有・変更報告書の提出事由
- ハ) 当該提出事由が生じた時期
- ニ) 当該大量保有・変更報告書の提出期限

※ 大量保有・変更報告書の不提出は、平成20年の法改正により課徴金の対象に加えられたものですので、平成20年12月12日以後にこれらの報告書の提出期限が到来したものが課徴金及び本減算制度の対象となります。

④⑤ 特定証券等情報又は発行者等情報の虚偽等の場合

- イ) 当該虚偽等に係る特定証券等情報又は発行者等情報を特定するに足る事項
- ロ) 当該虚偽等の内容

※ 特定証券等情報又は発行者等情報の提供又は公表に係る制度は、平成20年の法改正により創設された制度です。したがって、平成20年12月12日以後に行われた違反行為が課徴金及び本減算制度の対象となります。

⑥ 特定関与行為の場合

イ) 特定関与行為の内容

ロ) 特定関与行為に係る虚偽開示書類等を特定するに足る事項

二) 特定関与行為に係る虚偽記載等又は虚偽等の内容

※ 特定関与行為は、平成 24 年の法改正により新たに課徴金の対象に加えられたものです。

したがって、平成 25 年 9 月 6 日以後に行われた特定関与行為が課徴金及び本減算制度の対象となります。

⑦ 法人による自己株式の取得に係る内部者取引の場合

イ) 当該取引が行われた日時、取引の方法、数量、価格

ロ) 違反に係る業務等に関する重要事実の内容、その決定・発生の時期

ハ) 当該重要事実の公表時期

※ 課徴金の減算制度の対象となる自己株式取得の内部者取引は、平成 20 年 12 月 12 日以後に行われるものとなります。

したがって、平成 20 年 12 月 11 日以前に行われた自己株式取得の内部者取引については、本減算制度の適用はありません。